

一七九一年フランス憲法における人民主権思想の展開

柳, 春生
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/1648>

出版情報 : 法政研究. 39 (2/4), pp.53-72, 1973-06-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

一七九一年フランス憲法における 人民主権思想の展開

柳 春生

はしがき

私は前稿「フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開」(一)において、一七八九年人権宣言における主権の意義について詳説した。この論文はその続篇をなすものである。前稿執筆後に、関連する研究としては、鬼柳勝一「コンドルセの国民議会論序説」(「東京都立大学法学会雑誌」、十二卷二号)、浦田一郎「一七八九年におけるシェイエスの主権理論」、(「一橋研究」、二三号)、岡本明「ジャコバン国家論」(「社会思想」、二一一)、井上ず「ジャコバン独裁の政治構造」、が発表された。なお、一昨年公法学会でも主権概念にかんする諸報告のなかで、フランス大革命憲法についても討論がなされたのであるが、そこで問題のすべてが解決しつくされたとはいえない。(「公法研究」、二三号参照)

フランス大革命の憲法、とくに一七九三年六月二四日の憲法は、いうまでもなく市民法型憲法の範疇に属するといえ、この憲法において表明された人民主権の理念は、一八七一年パリ・コミューン、一九一八年ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法をつらぬく系譜となっている。¹⁾そして、このような観点における憲法思想史的研究として注目

られるのは' Achille Mestre et Philippe Guttinger, Constitutionnalisme Jacobin et Constitutionnalisme Sovietique. 1971. である。よって、これらの新しい研究によって前稿の結論を補完すれば、つぎのようにいえるであろう。

岡本明氏は、一七八九年人権宣言における主権者国民 (nation) の意義について、主権¹⁾ 国家の最高意志の決定権は、絶対君主もふくめた旧特権身分を排除した、これから解放された、抽象的全体としての国民に帰属する、と述べられているが、²⁾ そうであるにせよ、同時に君主権は肯定されていたのであって、民主主義的意味における共和制が主張されていたのではないことに留意すべきである。いうまでもなく、主権の問題は、革命の歴史的過程・推移との関連において考えるべきである。八九年宣言は、主権は、絶対君主制と封建制度から解放され、法的に平等な市民となった、個々人の統一的全体としての国民に帰属する、という理念を掲げている。だが、この全体としての国民、単一の国民¹⁾ 人民を真に認識しえたのはルソーであろう。彼における主権の主体は、特殊意志をもてる人民の集団ではない。国家意志 (法律) の実体をなす普遍意志を自覚した個人 (社会契約の主体たる個人) の統一体が人民である。八九年宣言がそこまでの意識に達していたか否かは疑問であるにせよ、国民主権もまた、君主主権に対立する概念であり、君主主権を排除するものである、³⁾ ということは明白である。その意味において、国民主権も広義における人民主権に属するであろう。しかし、人民主権は、その真の意味においては、君主の地位を容認しないのであるから、共和制を前提とする。君主の存在は万人における法的平等に背反する。だから、「宣言」における主権の意味は、厳密な意味での人民主権とはいえない、その理念としての表明、換言すれば人民主権の端初にすぎない、いまだ実現せざる人民主権である。それで、そういう意味で国民主権といってもよいであろう。杉原泰雄氏は、国民主権は人民主権と全く異質の概念といわれているが、⁴⁾ そうまでいえるであろうか。国民主権、人民主権の問題は、国家権力の現実の歴史的・階

級的性格と無関係ではありえない。この歴史的段階で権力は革命の主体をなす市民的諸階級に移行していたのではない。それは、一七九二年八月十日の革命をまたねばならなかった。ヴォルギンも、八九年「『人権宣言』に人民主権の原則をみるが、但し、共和制的、民主主義的帰結なしに。」⁽⁵⁾と述べている。国民主権とは以上のような意味に理解すべきであろう。

(1) Cf. A. Soboul, *Problèmes de l'État Révolutionnaire. De la Révolution française a la commune de 1871. La Pensée. N. 158. 1971. 8.*)

(2) 岡本明「ジャコブソン国家論」、『社会思想』、二一、一九七二年三月。

(3) Maximilien Rubel, *Karl Marx. Nouvelle édition. 1971. P. 56.*

(4) 杉原泰雄「国民主権の研究」、参照。

(5) B. П. Волгин, *Развитие общественной Мысли во XVIII Веке. 1958. с. 228.* なお、一八七一年パリ・コミューンにおいても、共和制こそが人民主権に適應する国家形態である、ということが強調されている。(柳「パリ・コミューンにおける代表観念にかんする憲法史的考察」、法政研究、三八卷第二―四合併号、三六〇頁参照。)

(一)

一七九一年九月三日制定されたフランス憲法は、主権についてつぎのように規定した。

「主権は単一、不可分にして譲渡されえず、かつ時効にかかりえないものである。それは国民^{ナシオン}に存する。人民^{フイブル}のいかなる部分も、いかなる個人も、主権の行使を篡奪しえない」(第三篇前文第一条)

ここで主権の主体とされている国民という概念はどのように理解すべきであろうか。高野真澄氏は、「ここに『国民』とは、それを構成する個々の市民と区別される全体としての国民、換言すれば、人格的実在(法人)としての国

民を意味する。⁽¹⁾すなわち、「抽象的人格体としての国民」⁽²⁾と解されている。また、杉原泰雄氏も、「国民とは、全国籍保持者の統一団体」⁽³⁾、しかもそれは、「觀念的で不可分の統一団体」⁽⁴⁾、「觀念の世界にしか存在しえない『一つの抽象的存在』」⁽⁵⁾である、と解される。それゆえに、それは、人民とは異質の概念で、市民階級の利益を反映する新しい国民主権を意味する。⁽⁶⁾すなわち、これらの説では、国民なる概念は、抽象的な単一の人格的實在の擬制にはかからない。これについて、カレ・ド・マルベールはつぎのように説明している。

「一七九一年憲法は、人民全体、^{プーブル}全国民の総体を念頭におきながらも、主権が不可分な方法でかつ分割不能な権力として国民に属する、としている。したがって、主権は、いかなる意味においてもまたいかなる程度においても、国民各人のうちに存在するものではなく、もっぱら超個人的な国民集団 (collectivité extra-individuelle) のうちに存在する。」⁽⁷⁾

樋口謹一氏のいわれるように、国民なる抽象的概念が同時に「一つの實在、これを構成する個人とは別個の存在を主張しうる一つの實在にまつりあげられている。」⁽⁸⁾主権の主体はこのような意味での国民であって、個々の市民ではない。だが、根本的に考えるならば、主権が単一の権力であるとすれば、その主体たる国民もまた単一性をもたねばならないであろうが、その場合、真の意味での単一性とは主体化されたものでなければならぬ。したがって、この憲法の条項における主権の主体としての国民は、疎外された国民、もしくははいまだ主体化されていない国民という意味に理解せらるべきであろう。その限りでは厳密な意味での人民主権とはいえない。同時に、人民主権の要素を全く備えていない、したがって人民主権の対立物、異質物としての国民主権である、ともいいがたいのである。この点を詳説する。

この憲法は、主権の行使にかんしては、人権宣言第六条に違反して、代議制のみを認めた。

「すべての権力がただ彼からのみ発するところの国民は、それらの権力を委任によってのみ行使しうる。フランスの憲法は代議制である。代表者は立法府 (Corps législatif) と王 (Roi) である。」（第三篇前文第二条）

この条項にたいして、ロベスピエールは、憲法草案の討論のなかでつぎのような批判を提起した。すなわち、主権は不可譲である、同様に、権力は主権の構成要素であるから、譲渡されえず、委任されえない。それは国民に属する。ただ、職能 (fonction) のみが委任されうる。代表者は国民の名において公務を行使するものである。立法行為をなす権限は、人民によって選出された代表者にのみ属する。しかし、代表は権力の委任ではない、なぜなら、そうであれば、権力の譲渡となるからである。よって、右条項は、国民は職能を委任によって行使する、と解しなければならぬ。勿論、国民はすべての公務を委任すべく義務づけられているのではない。さらに、国王は世襲にして人民によって選挙されたものではないから、代表者たる資格を与えられない、執行権の長としての公務員 (fonctionnaire public) であるにすぎない。⁽⁹⁾

このように、ロベスピエールは、人民主権の基礎に代表制を位置づけた。彼はこの見地にたって国王の拒否権に反対した。すなわち、立法権の行使は国民議会にのみ属するのであって、王が立法権の不可欠の部分であるとは認められない。⁽¹⁰⁾ なお、この点にかんするロベスピエールの見解を歴史的に検討しよう。

一七八九年九月二一日人権宣言の採択後、憲法制定国民議会における立憲君主制の憲法上の原則にかんする討論のなかで、ロベスピエールは国王の拒否権について反対を表明した。

「すべての人は、その本性によって、自己の意志により自己を統治する権能をもつ。政治体 (corps politique)、すなわち一つの国民に結合した人々は、したがって、同一の権利をもつ。個別的なことを意志する権能から構成される、共同のことを意志するこの権能は、あるいは立法権は、全社会において不可譲であり、主権的であり、独立的で

ある。法律はこの一般意志の行為にほかならない。大国民は立法権をみずから行使することができないから、その行使を彼の権力の受任者たる代表者に委任する。(そして、少国民はそうしてはならない。)

しかしながら、それゆえに、この代表者の意志が国民の意志として認められ、尊重されねばならないこと、並に、国民の意志が神聖にして、すべての個別的な意志に優る権威を必然的にもたねばならないことは、明白である。この権威なくしては、法律を制定する他の手段をもたない国民は、事実上立法権と自己の主権を奪われるであろう。

ひとりの人が法律に反対する権利をもつ、と言うものは、ただ一人の意志がすべての意志にまさる、ということに言うに等しい。彼は、国民は無であり、ただ一人の人がすべてである、というに等しい。もしも彼が、この権利は執行権を賦与されている者に属する、と附言するならば、彼は、国民の意志を執行するために国民によって創設された人が国民の意志に逆らい、それを拘束する権利をもつ、というに等しい。彼は、道徳的にも政治的にも考えがたい一つの怪物をつくりあげたのである。そして、この怪物が国王の拒否権にほかならない。⁽¹¹⁾

すなわち、トムソンのいうように、法律の源泉は一般意志であるから、国民議会の決定を拒否することを特定の個人に認める国王の停止的拒否権は、特殊意志を一般意志に優先せしめることを意味する。それは、貴族制と専制への復帰に途をひらくことにほかならない。⁽¹²⁾ ロベスピエールは、代表者の意志が国民の一般意志である、という代議制を認めつつ、執行権力としての君主権そのものを否定していない。それは、つぎのように解されている。

「君主制という言葉は、その真の意味においては、執行権がただ一人の人に委任されている国家のみを言いあらわす。……政府は、それがいかなるものであるにせよ、人民^{プイブル}によって人民のために設立されたことを想起しなければならぬ。統治するものは、したがって国王そのものも、人民の受任者 (mandataires) であり、委任をうけたもの (délégués) である。⁽¹³⁾」

したがって、彼はこの見地から国王の裁可権 (Sanction Royale) についてつぎのように解釈する。

「法律の裁可とは法律に反対する権利と混同してはならない。裁可とは執行権の受託者 (dépositaire) が法律の執行と公布をなすことを国民に約束する行為にほかならない。⁽¹⁴⁾」

トムソンによれば、ロベスピエールは、一七九一年七月「マクシミリアン・ロベスピエールのフランス人への訴え」(Adresse de Maximilien Robespierre aux Français) のなかで、人民主権についてつぎのように述べている。すなわち――

「人権宣言の本質をなす二つの原理は、権利の平等と国民主権 (Sovereignty of the Nation) とである。権利の平等は、国家の構成員の全体に属する。国民とは、勤労する階級、および貧富の区別なくすべての人々を含む。……これまで『人民』 (people) と称されたこの大いなるかつ興味ある階級は、自然の友であり、自由の不可欠の戦士である。何故であるか？ それは、この階級は、まさしく、奢侈によって腐敗せず、誇りによって墮落せず、奢侈によって迷わず、平等に反する激情によって乱されないからである。」人民主権 (Sovereignty of the people) にかんじて、人民は常にそれを、擬制ではなく、事実たるべく把握している。議会は、主権的な人民の権利に反するなにとをも憲法上なすことができない。そして、国民は、彼の代表者に彼の意志を強制する憲法上の手段をもたねばならない。絶対的に独立的である立法者は、「道徳的・政治的怪物」たるであろう。⁽¹⁵⁾

だが、ロベスピエールは、一七九一年九月憲法制定国民議会においては憲法にかんする国王の裁可権を否定した。「憲法が効力をもつための唯一の要件は、国民の意志である。いかなる人も国民の運命の推移を阻止する権利をもたない、また国民の至高の意志にさからう権利をもたない。

それゆえに、憲法の運命はルイ十六世の意志から独立である。この原則は憲法制定議会で既にはっきり認められて

いる。……我々は憲法をルイ十六世の審査にまで提出するものではない。⁽¹⁶⁾」

さらに、第一次集会等の組織にかんする一七八九年一月二二日の法令^{デクレ}は、市民を能動的市民と受動的市民とに區別し、能動的市民のみに第一次集会に参加する権利を認め⁽¹⁷⁾た。ロベスピエールは、国民の大多数から主権の構成要素たる政治的権利を奪うこの制限選挙制度のもとでは、国民は主権者ではない、としてこれを「富者の寡頭支配」と批判⁽¹⁸⁾した。すでに、彼は、一七八九年一月二二日の会議においてつぎのように述べている。「すべての市民は、誰であつても、あらゆる段階の代表となることを求める権利をもっている。これ以上に諸君の人権宣言に適するものはない。人権宣言のもとにおいては、あらゆる特権、あらゆる差別、あらゆる例外は、消滅しなければならぬのである。憲法は、主権が人民 (people) に、すなわち人民を構成するすべての個人にある、と定めている。したがつて、各人は、彼を拘束する法律の制定と自己のものにはかならない公務の管理とに協力する権利をもっている。そうでないならば、すべての人間が権利において平等であり、すべての人間が市民であるということは、真実でなくなる。……諸君のすべての法令^{アレク}からは、各市民は、法律の制定に協力する権利、したがつてまた財産の区別なしに選挙人ないし被選挙人となる権利をもっている、ということが帰結される。⁽¹⁹⁾」

以上に見られるように、ロベスピエールは、八九年人権宣言の理念を人民主権と理解し、この理念を憲法の各条項においてつらぬかんとした。とはいへ、彼もまた君主権そのものをまだ否定していなかった。彼は、代議制を肯定したにせよ、主権の本質的な構成要素とみられた立法権については、ルソーに従い、この権力の全体を代表者に委任することは認めなかった。⁽²⁰⁾ 彼はこの見地から、一七九一年八月十日委員会によって提出された憲法草案に対してつぎのように批判した。「委員会によって提起された委任 (delegation) は、永久的な委任であり、しかも委員は、国民の受任者達が国民の名においてなしたことに對して国民が自己の意志を一度表明する憲法上のいかなる手段をも国民に

のこしていない。⁽²¹⁾」

しかし、九一年憲法は前記のように代議制を採用した。したがって、立法府の議員は全国民の代表者とみなされた。「代議士は各県で指名されるが、それぞれの県の代表者ではなく、国民全体の代表者である。県は代表者にいかなる委任をも与えることはできない。」（第三篇第一章第三節第七条）これは、議員が命令的委任から解放されることを意味する。⁽²²⁾この旧制度たる命令的委任の制度は、一七八九年一月二三日の法令で国民代表制と矛盾するという理由によって廃止されていた。⁽²³⁾しかし、すべての市民が立法に参加する権利をもつ、という宣言の規範に背いて、制限選挙、間接選挙・等級選挙制が採用された。市民は、一月二三日の法令にしたがい、査定納税額を規準として能動的市民と受動的市民とに区別され、有産者たる能動的市民のみに選挙権、被選挙権を与えた。能動的市民の資格は年齢二五才以上の男子、一定の担税能力、「少なくとも三日分の労賃の価値に等しい直接税を支払っていること。」（第三篇第一章第二節第二条）に限られる。しかも、能動的市民によって選出される選挙人の集会（Assemblée électorale）が議員を選挙するのである。だが、この選挙人の資格は、能動的市民のそれよりもきびしく、一〇〇日分、一五〇日分、二〇〇日分、四〇〇日分の労賃に等しい収入、財産が基準となる。（同第七条）また、被選挙権の資格は、二五才以上の男子で、「その身分、職業、租税負担がいかなるものであるかと、すべての能動的市民」（第三篇第一章第三節第三条）である。こうして国民の多数をなす受動的市民たる無産大衆は主権の行使から疎外された。このことは、高野真澄氏も指摘されているように、主権の主体と行使とのあいだの分離・矛盾を意味する。⁽²⁴⁾なお、マルクスも資本論のなかで指摘しているように、一七九一年六月一四日—一七日の法令たるル・シャブリエ法（Loi Le Chapelier）は、労働者の団結権を剥奪するとともに、その違反にたいして一年間の能動的市民権行使の停止を規定した。⁽²⁵⁾

このようにみると、九一年憲法における主権の性格は、七九年人権宣言における民主権の原理からの後退を示している。だが、そのことからただちに、九一年憲法における民主権は人民主権と本質的にことなる、それと無縁の概念とまでいえるであろうか。そうではなく、この憲法もまた革命の所産であり、したがって、人民主権の要素を内包していることをみなければならない。

前述のように、国民議会のみが憲法を制定する唯一の権威であるか、それとも国王の裁可を必要とするか、という九一年憲法制定過程における論争のなかで、国王の裁可を不要とするロベスピエールの見解が国民議会においては認められた。一七九一年九月一三日ルイ一六世はこの憲法受諾の旨をつぎのように声明した。

「予は、汝等が予の受諾のために予に提出した憲法典を綿密に審査せり。予はこれを受諾す、そしてこれを執行するであろう。……」

予は人民の多数が憲法に与えた賛意を知悉しているから、予が要求したこの事業への協力を断念することを宣言する。⁽²⁶⁾

こうして、憲法制定への参加をみずから断念した国王は国民議会で起立して国民と憲法にたいする忠誠を宣誠し、議員達は坐してこの誓いを受けた。⁽²⁷⁾ それゆえに、このかうな制憲の歴史的過程の考察のうえにレゾロープは結論する。「国民とその代表者たる国民議会が至高の権力をもち、国王は国民議会に従属し、国民議会から権力をうける、それゆえに国民議会のみが憲法を制定する権限をもつ、ということはこのことによって疑いもなく明瞭になった。⁽²⁸⁾」

こうして、フランス国民の代表者たる制憲議会のみが、国王の裁可という手続なしに憲法を制定しえた、というこの歴史的過程をつらぬく革命の力に人民主権の原理の発現をみる事ができる。国王の意志はもはや法律たる効力をもちえない。国民の意志——階級的にはブルジョアジーであろうが——が法律となる。⁽²⁹⁾ この原理は憲法典につき

うに表現されている。「フランスには法律の権威に優る権威はない。国王は法律によって統治し、法律の名においてのみ服従を要求しうる。」（第三篇第二章第一節第三条）

だが、九一年憲法は代表観念にかんして国民主権との関係において重大な矛盾を犯している。すなわち、立法機関とともに国王もまたひとしく国民の代表者とされている。議員はいうまでもなく国民の一部であり、選挙をつうじて国民との法的連繫を保っている。しかるに、国王は国民ではない。王権は不可分にして、世襲であり（第三篇第二章第一節第一条）、王の人身は不可侵にして神聖である。（同第二条）それゆえに、ロベスピエールも指摘したように国民と異質な、なに人によっても選任されない、世襲の王に代表者という法的人格を擬制することは、あきらかに矛盾である。

したがって、九一年憲法における主権概念は、如上のような諸矛盾を内在せしめている国民主権であると規定されるであろう。革命の力は厳として実在していた。よって、これを人民主権の形骸化した国民主権とはみられえない。それは、人民主権生成への過渡としての国民主権とみらるべきであろう。

（二）

九一年憲法は、国民主権の原理とらんで権力分立主義を他の一つの原理としてかかげた。³⁰⁾ 前述憲法典第三篇前文第二条に示されているように、主権者国民は主権の行使を立法院と王に委任する。したがって、立法権と執行権とは国民の代表者として同等の権威をもって国民の主権を行使する権能を主権者国民から授権され、そのかぎりにおいてそれぞれ機関的に独立性をもち、法律的に同位にある、と解される。但し、行政権にかんしては、国王以外の行政官には国民の代表たる権威は賦与されていない。「行政官はなんら代表の性格をもつものではない。すなわち、彼等は

国王の権威と監督のもとに行政の機能を果すべく人民によって随時に選出される官吏である。」(第三篇第四章第二節第二条) さらに、「王のみに大臣の選任および免職の権限が属する。」(第三篇第二章第四節第一条) すなわち、行政官は国王の補佐機関にすぎない。

しかし、他方において、前記「フランスには法律の権威はない。」と規定されて、主権者国民の総意の表明としての法律の権威が宣言されている。これは、民主主義の原理の発現であり、したがって立法権の優位の理念の表明と解される。それゆえに、ここに、かの八九年人権宣言草案の審議過程において権力分立の規定にかんしてロベスピエールによって指摘された、権力分立と人民主権との矛盾が再び現出している、とみることができる。

立法権は国民議会にのみ属した。すなわち——

「立法権は、人民によって自由に選出される有期の代表者で権成される国民議会に委任せられ、国王の裁可のもとに国民議会によって行使される。」(第三篇第三条) 「法律を提案し、議決する」権能は、憲法によって「排他的に立法府に委任せられる。」(第三篇第三章第一節第一条) 「執行権は、いかなる法律をも、たとえ暫定的法律をも、制定することができない。」(第三篇第四章第一節第六条)

立法権、すなわち法律を提案し、議決する権能は、任期二年で、国民によって選出される、常設の一院制議会たる立法国民議会 (Assemblée Nationale Legislative) に属する。「立法府を構成する国民議会は、常設にして、一院のみによって構成される。」(第三篇第一章第一条)

しかしながら、国民議会の立法権は王権による制約をうけた。すなわち、憲法は、国王の裁可権、就中停止的拒否権を認めた。このことは、一七八九年六月一七日国民議会の決議「正当な国民代表のみが国民の意志に協力することができ、かつ正当な国民代表の全員がこの議会に所属しなければならぬから、その当然の帰結として、国民の一般

意志を解釈し、表示する権限は、この議会に属し、またこの議会にのみ属する。王位とこの議会とのあいだにはいかなる拒否権も否定的権能もありえない。⁽³¹⁾」の精神に背反している。すなわち、国王はある案件を考慮に入れるよう議会に要請しうる（第三篇第三章第一節第一条）にとどまらず、議会で議決された法案の裁可を拒否する権限をもつ。これは、「この拒否は停止的ではない」（第三篇第三章第二節第二条）と規定されているように、停止的拒否権といわれ、法律の発効の停止を意味する。しかし、議会が法案提出後二会期つづいて同一法案を議決するときには、国王は拒否しえない、したがって裁可したものとみなされる。（第三篇第三章第二節第二条）とはいえ、最高限六年は停止できる。王の同意は署名となる。法律の公布も王によってなされる。（第三篇第四章第一節第一条）だから、この停止的拒否権は、執行権の立法権への重大なる介入・侵害を意味する。ただ、国王は議会の解散権をもたなかった。

他方において、国民議会は行政機関を監視する権能をもった。これは、大臣および行政官吏にたいする刑事責任を追求する権限である。すなわち、「大臣および執行権の重要な官吏の責任を国家高等法院（Haute Cour National）に起訴する」権限、「国家の安全と憲法に反する」犯罪にたいして大臣を国家高等法院に起訴する権限（第三篇第三章第一節第一条、第一〇項）である。

国民議会はさらに財政権を掌握した。この権能は、人権宣言第十四条、第一五条に規定された民主主義の原理「すべての市民は自身でまたはその代表者により租税の必要を確認し、これを自由に承諾し、かつその用途を監視し、かつその分担額・標準・徴収および徴収期間を定める権利を有する。」（第十四条）「社会はすべての行政官吏に報告を求める権利を有する。」（第一五条）に照応して、「公共の支出を定めること」（憲法第三篇第三章第一節第一条第二項）、「租税を確定し、その性質、その分担額、その徴収の期間および方法を定めること」（第三項）、「王国

の各県に直接税を割り当て、公共の全収入の使用を監視し、これにかんする報告をなさしめること」(第四項)と規定されている。

また国民議会は、行政にかんしては、「公職の創設と廃止を議決する」(同第五項)権能、「国有地の管理および譲渡」(第九項)を定める権能、通貨の呼称等を決定する権能(第六項)、軍事にかんしては、毎年陸海軍の兵力、給与、徴募、進級を決定する権能(第八項)、外国軍隊をフランス領土に入れることを許可し、禁止する権能(第七項)をもった。対外関係にかんしては、宣戦については、国王の提議を前提とするが、議会の議決が不可欠の要件とされ(第三篇第三章第一節第二条)、講和については議会在王に交渉を要請し、義務づける権限をもち(第三篇第三章第一節第二条)、平和条約その他の条約については、国王が締結し、署名する(第三篇第三章第三節第三条)が、議会の批准が不可欠の要件とされた。(同第一節第三条)

つぎに執行権について考察する。法律上は、立法権と執行権とのあいだには権力分立が設定されている。

「政府は君主制である。すなわち、執行権は王に委任され、王の権威のもとに責任ある大臣および他の官吏アッセンによって行使される。」(第三篇第四条)「最高執行権は排他的に王の手に存する。すなわち、王は王国の全国行政の最高の首長である。公共の秩序および安寧の維持についてそなえる配慮は王にゆだねられる。」(第三篇第四章第一条)さらに、前述のように、大臣およびその他の行政官は王に対してのみ責任をもつ。大臣は国家の安全と憲法にたいするあらゆる違反にたいして、個人の財産と自由のあらゆる侵害にたいして、責に任ずる。(第三篇第二章第四節第五條)王の命令はみずからの署名と大臣の副署を要件として執行される。(同第四条)

それゆえに、執行権は主権者国民から国王に委任されるから、最高執行権は、国民ではなく国王にある。このことは、執行権が独立の権能となることを意味する。⁽³²⁾したがって、フランスは立憲君主政体を取り、王国と表現される。

しかも、「王国は単一にして、不可分である。」（第二篇第一条）さらに、王は、「フランス人の王」であるにせよ、神聖・不可侵なる存在としては国民から独立している。「王の人身は不可侵にして神聖である。その唯一の称号はフランス人の王である。」（第三篇第二章第一節第二条）だが、前述のように、この点には国民主権との矛盾が露呈している。

王の権限にかんしては、王は法律の執行のために法律に適合する命令を発する権限をもつ。「執行権は、……ただ法律の執行を命じまたは想起せしめるために、法律に適合せる命令を発することができるにとどまる。」（第二篇第四章第一節第六条）また、王は、陸海軍司令官、外交使節の任命権をもった。（第三篇第四章第二条）軍事にかんしては、兵力の決定等軍政の重要事項は議会の権限にあるが、軍の統帥権は王にあった。すなわち――

「王は陸海軍の最高の長である。すなわち、王国の対外的安全にそなえ、王国の諸権利と諸領土とを維持する配慮は、王に委任される。」（第三篇第四章第一条）「王のみが、対外的政治関係を維持し、交渉をおこない、隣国のそれと比例した軍備をなし、彼が適当と判断するように陸海の武力を配分し、戦争の場合は指揮を統制する。」（第三篇第四章第三節第一条）「国家の安全を守るため、外敵にたいして国家の武力のすべての部分は王の命令のもとに行動する。」（第四篇第七条）

最後に、司法権にかんしては、その独立性が保障されている。――

「司法権は、人民によって適時に選出される裁判官に委任される。」（第三篇前文第五条）「司法権は、立法府によっても、王によっても、行使されえない。」（第三篇第五章第一条）

以上の考察によって、国民主権の原理、したがって国民の総意の表現たる法律の優位の原則のうえに、立法権、行政権、司法権の権力分立が理念的には維持されながらも、国王の拒否権、王の不可侵性等の点にこの原理にたいする

重大な背反、矛盾が維持されている、といえるであろう。だが、他方、君主主義的見地からはこの統治体制にたいしてつぎのような見解が表明されている。まず、ヘーゲルは「歴史哲学」のなかで、立法権と行政権とのあいだの権限の分割とその内的矛盾についてつぎのような鋭い洞察をなしている。

「フランスで最初に出来た憲法は王権を認めたものであった。国家の最上位には君主が位し、君主が大臣とともに行政権を行使するものとせられ、これにたいして法律は立法府が制定するということになっていた。しかし、この憲法は直ちにその内的矛盾を暴露した。というのは、全行政権が立法権の手に移され、予算、戦争と講和、軍隊の徵募等も立法議會の手に帰したからである。一切が立法議會の手に握られることになった。けれども、予算は概念上は法律ではない。予算は年々繰り返されるものであり、予算の編成をやる権力は行政権だからである。つぎにまたこれと関連して、大臣や官吏等についても行政権には間接の任命権しかないこととなった。こうして統治権 (Regierung) は、イギリスでは議會の手にあるが、フランスでは立法議會の手にうつされてしまった。」³³⁾

また、ジョセフ・ド・メーストルも、同じくこの憲法は現実的には権力分立ではなかった、という見解を述べている。

「……夫の有名なる政權分割法は仏国人民の脳袖に深く感触を与えたるも、千七百九十一年の仏国憲法には實際存立することなかりき。

政權分割の実を得んと欲せば、宜しく国王をして議院の権力と均衡を保たしめ、又時としては代議士を審判するの権力を有せしめざる可らず。然るに仏国憲法は此の如き権力を国王に附与せず。故をもって立法官の事業は全く独立の権力を振ひ、他にこれと抗行すべきものあるを見ず。」³⁴⁾

最後に、マルクスは、一八四四年——一八四七年のノートに近代国家の起源、フランス革命について諸々の特質を

列記しているが、そのなかで、人民主権 (Sovereignty of the people) 、代議制国家 (Representative state) 、
「権力分立、立法権と執行権」 (Division of power. Legislative and executive power) という指標は、一七九一
年憲法についても考慮されたものではなからうか。⁽³⁵⁾

- (1) 高野真澄「フランス憲法における代表民主制の展開」、尾道短期大学研究紀要、第十五集、一九六六年、九頁。
- (2) 同「ジロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」、尾道短大研究紀要、第一六集、一九六七年、四九頁。
- (3) 杉原泰雄「国民主権の研究」、二六〇頁。
- (4) 同書、同頁。
- (5) 同「国民主権と人民主権」、「世界」、一九七二年六月、五三頁。
- (6) 杉原「国民主権の研究」、二二八頁、二六〇頁。「国民主権の憲法史的展開」(一)、法学研究、6、一二七頁。
- (7) R. Carre de Malberg, Contribution a la théorie générale de l'État. tom. 2. 1922. P. 174n.
- (8) 桑原武夫編「フランス革命の研究」、一〇六頁。
- (9) Oeuvres de Maximilien Robespierre. tom. VII. 612-615. Cf. Robert Redlob, Die Staatstheorien der französischen Nationalversammlung von 1789. 1912. SS. 123-124.
- (10) Robespierre, *ibid.* P. 613. B. П. Волгин, Максимильян Робеспьер. избранные произведения. Том 1. 1965. c. 101.
- (11) *ibid.* t. 6. P. 87.
- (12) J. M. Thompson, Robespierre. vol. 1. 1968. P. 59.
- (13) Robespierre, *ibid.* P. 88.
- (14) *ibid.* Pp. 88-89.
- (15) Thompson, *ibid.* pp. 176-177. なお、ブウロワゾオはロベスピエールにおける人民の意味についてつぎのように解している。すなわち、人民とは「自ら勤勞する階級」^{クラス・ラボリウス}であって、頽廢していない人である。(Marc Bouloiseau, Robespierre. ^{ブウブネ}

- Que sais-je ? P. 33. 遅塚忠躬訳、四一頁。)彼は「徳を具えた人間」である。(ibid. P. 37. 訳、四五―四六頁。)なお、ハンロープは言う。「ロクスピエールとペシオンとは、議会の行為にたいする審査権 (Zensur) を国民のために要求した。」(Redslob, *ibid.* S. 125.)
- (9) Robespierre, *ibid.* VII. PP. 694-695. 698.
- (17) Archives Parlementaires. Série I. Tom. 11. P. 192. 杉原、前掲書、二四六頁、参照。「能動的市民のみが、カントンを単位として組織される第一次集會に参加することができる。」(第一節第一条、第二条)
- (8) Robespierre, *ibid.* VII. Cf. George Rudé, Robespierre. 1967. P. 15. Bouloiseau, *ibid.* P. 44. 邦訳、五五頁。
- (9) Robespierre, *ibid.* VI. P. 131. 杉原、前掲書、二四五頁参照。
- (20) Robespierre, *ibid.* VII. PP. 615-616.
- (12) *ibid.* P. 612. Redslob, *ibid.* S. 124.
- (22) Redslob, *ibid.* S. 110.
- (23) Décret de l'Assemblée nationale, concernant la constitution des assemblées représentatives et des assemblées administratives. このデクレ前文第八条には、代議士はある個別的な県の代表者でなく、全国民の代表者とみなされる」と規定されている。(Archives Parlementaires. série I. t. 11. P. 191.) 命令的委任にかんしては、「国民代表の投票の自由はいかなる個別的委任によっても妨害されることができない……。」(第一節第三四条。ibid. P. 193.) ならに、一七九〇年一月八日の第一次集會等の組織にかんする訓令 (Instruction sur la formation des assemblées législatives et aes corps administratifs) はつぎのように述べている。「命令的委任は、審議することを本務とする立法府の性質に反し、共同の利益のために各議員が享有すべき表決の自由を侵すものであり、彼らを派遣した県の代表ではなく全国民の代表である、という議員の性格に反し、かつまた国民の各部分が全国民の団体 (corps) に政治的に従属すべき必要性と矛盾するものであるから、いかなる選挙人會も選挙記録に命令的委任を挿入したり、これを分離して作製したりすることができない。選挙人會は、自己の指名した代表者にいかなるカイエ (cahier) も個別的委任をも与えることができない。」(ibid. P. 200. 杉原、前掲書、二四七―二四八頁。) また、前掲デクレは、国民議会の議員が任期中には瀆職の判決の場合を除いて罷免されえない、ということの規定する。(前文第十一条)

- (24) 高野「ジロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」、五二頁。なお、岡本明「ジャコバン国家論」、一七二頁、参照。桑原「フランス革命の研究」、一〇四—一〇五頁、参照。
- (25) 同法第四条参照。(J. M. Thompson. French Revolution. Documents 1789—94. Pp. 84—86. Kaitai. I. S. 781—782.)
- (26) Thompson, *ibid.* P. 107. vgl. Redslob, *ibid.* S. 73.
- (27) Redslob, *ibid.* S. 73. 宮沢俊義「憲法の原理」、一九六頁参照。
- (28) Redslob, *ibid.* S. 73.
- (29) Albert Soboul, *Precis d'histoire de la Revolution française.* 1962. P. 152.
- (30) M. J. C. Vile, *Constitutionalism and the separation of powers.* P. 189. 野田良之「フランス法概論」、上巻(2)、五五七頁参照。
- (31) Archives Parlementaires, I. t. 8. P. 127. Redslob. *ibid.* SS. 58—60.
- (32) この点について、九一年憲法における主権と執行権との関係は、かの一七八九年人権宣言の起草過程において提出されたラボール・ド・サンテチェンヌの見解とことなる。彼は、君主権を認めるが、しかし、執行権は窮極的に主権者国民に帰属することを確認している。(柳「フランス大革命の憲法における人民主権思想の展開」(一)、「法政研究」三七卷第一—二合併号、一三一—一四頁、参照。なお、杉原「国民主権の研究」、二二四—二二五頁、参照。深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説」(3)、北大法学論集、一八卷三号、六二頁参照。さらに、「フランス革命の研究」、六六八頁参照。また、ルソーにおいても、最高執行権は、主権の顕現ではないにせよ、主権者たる人民に帰属する。(杉原、前掲書、一五七—一五八頁も同様の見解をとっている。)
- (33) G. W. Hegel, *Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte.* (H. Glockner, Hegel Sämtliche Werke. 11. SS. 560—561. Hegel Werke in zwanzig Bänden. 12. S. 532) 武市健人著「歴史哲学」、下巻、三二五頁。
- (34) ジョセフ・ド・メストル「主権原論」、陸実訳、陸羯南全集、第一卷、二六一頁。Oeuvres complètes de Joseph de Maistre, Edition Vitte, Lyon, 1884—1887. Vol. 1. Pp. 421—422. (関西日仏学院所蔵ポール・クロードル文庫、ジョセフ・ド・メストル全集、リヨン版全14巻、福岡女子大学梶原教授所蔵 Xerox 資料による。)

(35) K. Marx, Draft plan for a work on the modern state. (The German Ideology. P. 669.)
——一九六三・三・一九——